中央会計税理士法人・株式会社大阪中央会計事務所

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

## 2014年6月　税務ニュース

# 税制改正（消費税　簡易課税制度のみなし仕入率の見直し）

平成26年度改正のうち、消費税に関わる改正についてお知らせします。

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を40%（現行50%）とすることとしました。また金融業及び保険業は第五種事業とし、みなし仕入率は50%（現行60%）とすることとなりました。テナント物件の収入のある不動産業者や保険代理店業者のうち、簡易課税を適用している方は、消費税の納付額が増えることとなります。

適用開始時期は、原則として**平成27年4月1日以後に開始する課税期間**となります。

| 事業の種類 | | みなし仕入率（改正前） | | **みなし仕入率（改正後）** |
|---|---|---|---|---|
| 卸売業 | 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。 | 90%（第一種） | | 90%（第一種） |
| 小売業 | 購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 | 80%（第二種） | | 80%（第二種） |
| 製造業 | 農業、建設業、製造業、製造小売業等をいいます。なお加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。 | 70%（第三種） | | 70%（第三種） |
| その他事業 | 飲食店業、その他の事業 | 60%（第四種） | | 60%（第四種） |
| | **金融業及び保険業** | | → | **50%（第五種）** |
| サービス業 | 運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く） | 50%（第五種） | | 50%（第五種） |
| | **不動産業** | | → | **40%（第六種）** |

※簡易課税制度とは…
基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者の場合、実際の課税仕入高の消費税額を算出せずに、課税売上高にみなし仕入率を掛けることで、簡便的に消費税を計算する方式のこと。